

神奈川歯科大学学会会則

- 第一条

名 称
本学会は神奈川歯科大学学会と称する。
- 第二条

目 的
本学会は歯学の進歩と啓発をはかることを目的とする。
- 第三条

事 業
本学会は次の事業を行う。
1) 年一回の総会
2) 本学会の目的を達成する為の例会その他の事業
3) 会誌の発行
- 第四条

事 務 局
本学会の事務局を神奈川歯科大学内におく。
- 第五条

会 員
本学会の会員は次のとおりとする。
1) 神奈川歯科大学教員および卒業生
2) 神奈川歯科大学在学生、大学院生、研究生
3) 本学会に入会を希望し、理事会の承認を得たもの
- 第六条

会 費
会員は以下に定める入会金および会費を納めなければならない。
1) 入会金 3,000 円
2) 年会費 6,000 円
3) 終身会費 年会費の 20 年分
但し、単年度のみの会員については入会金を免除する。
2. 一年を超えて会費未納の場合は本学会を脱会したものとみなす。
- 第七条

役 員
本学会に次の役員をおき、その任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
会長 一名 理事 若干名 監事 若干名
2. 会長は神奈川歯科大学学会を代表する。
会長は理事の互選により選出される。会長に事故あるときは副会長がその職務を代行する。
3. 理事は代議員の中から選出され、庶務、会計、編集、学会、渉外、研修などの事業運営を分担する。選出方法は別に定める。
4. 監事は理事会の承認を得て会長が委嘱し、本学会の会務を監査する。選出方法は別に定める。
- 第八条

理 事 会
理事会は、会長、理事をもって構成し、月に一度及び会長が必要と認めたときに会長の招集により開かれ、第七条3号に定める事業の企画、運営を行う。
2. 理事会は理事の過半数の出席をもって成立し、その出席者の過半数の同意をもって議事を定める。ただし賛否同数の場合は会長の決に従う。
- 第九条

代 議 員
代議員は学内代議員および学外代議員とする。また理事会選出の若干名の選出代議員を設ける。
2. 学内代議員は神奈川歯科大学常勤教授、常勤准教授とする。それ以外の選出代議員については別に定める。
3. 学外代議員は神奈川歯科大学第9条2項以外で、終身会員とする。その選出は代議員推薦委員会の推薦に基づいて理事会が行う。
代議員推薦委員会の詳細は別に定める。
4. 任期は4年とし再任を妨げない。
- 第十 条

代 議 員 総 会
総会は、会長が招集し、決算・予算等の重要事項を審議する。
2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、会長が招集する。
3. 総会の議事は、出席した代議員の過半数の同意をもって議事を定める。ただし賛否同数のときは、会長の決に従う。
- 第十一条

名譽会員ならびに顧問
本学会に名誉会員ならびに顧問をおくことができる。
- 第十二条

会 計
本学会の会計は入会金、会費、寄附金、その他によって運営される。
2. 本学会の会計年度は毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。
- 第十三条

除 名
会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、理事会において審議し、代議員会の議決を経て、総会の承認により除名することができる。ただし、理事会は前号の該当会員に文書による弁明の機会を与えなければならない。
1) 会則、総会決議に違背する行為をしたとき
2) 学会の運営を阻害し、信用と名誉を著しく毀損する行為をしたとき。
- 第十四条

解 散
本会の解散は、総会の承認を得るものとする。また、残余資産は学校法人神奈川歯科大学に寄付を行う。
- 第十五条

会 則 の 変 更
本会則の変更は、総会の承認を得るものとする。

- 附則

1. 削除
- 附則

本会則は昭和41年4月1日より効力を発する。
- 経過規定

第六条の規定に拘らず、本学会発足年度の役員の任期は昭和43年3月31日までとする。
- 附則（昭和54年12月8日改訂）

本会則は改訂の日より効力を発する。
- 経過規定

第六の規定に拘らず現会長の任期は昭和55年3月31日までとする。
- 附則

本会則は平成10年12月5日に改訂、発効する。
- 附則

本会則は平成12年12月9日に改訂、発効する。
- 附則

本会則は平成13年12月8日に改訂、発効する。
- 附則

本会則は平成19年12月8日に改訂、発効する。
- 附則

本会則は平成21年12月5日に改訂、発効する。
- 附則

本会則は令和5年4月1日に改訂、発効する。なお現評議員は代議員に置き換えとする。
- 附則

本会則は令和7年2月6日に改訂、発効する。